

令和2年度第1回南丹市国民健康保険運営協議会 会議録

日時 令和2年8月12日(水) 午後2時00分から午後3時30分
会場 南丹市役所4号庁舎 2階 会議室
出席者 <委員> (被保険者代表): 大嶋委員、今西委員、シャウベッカー委員、原田委員
(保険医及び保険薬剤師代表): 高屋委員、竹中委員
(公益代表): 廣瀬委員(会長)、木村委員(副会長)、八木委員、麻田委員
(被用者保険等保険者代表): 堀委員
<事務局> 今西市民部長
(市民課): 船越課長、山口課長補佐、八木係長、川口主任
(保健医療課): 磯部課長補佐
<関係課> 西田福祉保健部次長
(地域医療室): 高屋係長

1. 開会

2. あいさつ

市民部長: 令和2年度第1回国民健康保険運営協議会ということで開催いたしましたところ、大変お忙しいなかご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

日頃は南丹市政、とりわけ国民健康保険事業運営につきまして、それぞれのお立場でご協力・ご支援をいただいておりますことに対しまして、改めて感謝とお礼を申し上げますところでございます。

今回、公益法人の委員交代があり、委員名簿9番の廣瀬孝人委員と11番の麻田育良委員に、今回新たにお世話になることになりました。宜しく願いをいたします。

今年は、年明け早々から新型コロナウイルス感染が全世界に広がり、我が国におきましては、特措法に基づく緊急事態宣言が発出されるという事態になりまして、感染拡大は元よりですが、社会経済活動に大きな打撃を受けたところであります。その影響は今なお続いておりまして、終息の目途が立たないような状況であります

さて、国民健康保険制度は言うまでもなく、国民皆保険を支える最後の砦でございますけど、構造的な問題や財政基盤の脆弱性など多くの課題を抱えております。将来に渡り、安定的な国保運営を確保するために、国や府に対して必要な意見や要望等を引き続き行っていく所存でございます。

本日は、運営協議会の会長・副会長の選任をはじめといたしまして、南丹市国民健康保険の状況についてご説明をさせていただきますが、委員の皆様の忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

今後におきましても、皆様方の一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は本年度初めての協議会となりますので、事務局及び本日出席職員の紹介をさせていただきます。

<事務局等自己紹介>

<出席状況の報告>

事務局: 欠席通告の委員は、鈴木委員と辰己委員の2名となっております。

規則第7条第2項の規定によりまして、本協議会が成立していることをご報告申し上げます。

事務局: 規則第7条の規定により会議の議長は会長が行う事となっておりますが、公益代表の委員の方に交代がありましたので、会長と副会長が不在の状況となっております。規則

上、ご選出いただく必要がありますので、会長選出までの間につきましては、市民部長の方で議事進行を行うこととさせて頂いてよろしいでしょうか。

(確認)

それでは部長、よろしく願いいたします。

<会議録署名人の指名>

市民部長： 規則第9条によって、今西委員、八木委員を指名させていただきます。

3. 議事

(1) 南丹市国民健康保険運営協議会会長及び副会長の選任について

市民部長： 会長・副会長の選任につきましては、規則第5条で公益を代表する委員から委員全員の互選により選出することとなっております。委員の皆様のご意見を頂戴したく思います。どのようにさせていただいたらよろしいでしょうか。

事務局： お声が無いようですので、事務局の方で選出案があれば、お願いいたします。事務局の方から案をご提示させていただきます。

会長・副会長の選出につきましては、規則第5条によりまして、公益を代表する委員の内から委員全員の互選により、会長・副会長を選出することとなっております。

これまでの慣例によりまして市議会の厚生常任委員会委員長に会長を、同副委員長に副会長を選出頂いております。今回も同様に選任いただいておりますが、ご検討をお願いいたします。

市民部長： 廣瀬委員を会長に、木村委員を副会長に就任いただくこととしてよろしいでしょうか。

異議が無いようですので、当運営協議会の会長に廣瀬委員、副会長に木村委員を決定いたしたく思います。

議長につきましては、会長に交代させていただきます。

会 長： 只今、事務局案ということで慣例になっておりますのが、市議会議員の厚生常任委員会の委員長ということで、会長を仰せつかることになりました。よろしくお願いいたします。

令和2年度第1回国民健康保険運営協議会を開催をいただきましたところ、委員の皆様には大変お忙しい中、ご参加をいただき大変ありがとうございます。

本年2月からコロナウィルスの感染の拡大が始まり、今日まで終息に至っていない状況でございます。また本市におきましても、残念ながら陽性の方が出てしまいました。市長を先頭に職員並びに保健所等、また病院・医療関係、福祉関係の方々、また市民の方々にも日々ご努力をいただき、感染防止に取り組んでいただいておりますことに心から感謝を申し上げます。

本日の会議におきましても十分な予防・対策をしていただいております。スムーズに進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしく申し上げます。

(2) 令和元年度南丹市国民健康保険事業の概況について

事務局： 令和元年度南丹市国民健康保険事業の概況について、ご説明をさせていただきます。資料は、1です。3ページの方の加入者の状況の方から進めさせていただきます。

平成27年から令和元年度の年度末における被保険者数を示しています。平成27年度と比較いたしますと平成27年度が8,326人、令和元年度末が7,133人ということで、被保険者数の全体数としまして、約1,000人の減となります。割合としましては、65歳から74歳までの方が、49.2%とほぼ半数を占めておりまして、平成27年度と比較すると5.3%の増となっております。65歳から74歳までの方が増えるということで、特に比較における顕著な部分としましては、40歳から64歳までの方が3.7%減となっております。

続きまして、医療費の状況をご覧ください。

グラフを確認していただきますと、医療費の総額としては減少傾向にあります。被保険者数の減少も一因かと思われます。ただし、1人あたりの医療費を見て頂きますと増加傾向にあり、平成30年度と令和元年度を比較すると、1人あたり約10,000円の医療費が増加しているのが認められます。

続きまして、保健事業の状況について、ご説明をさせていただきます。

まず、糖尿病重症化予防の取り組みとしまして、人工透析への移行を防止し、健康増進と生活の質の向上、健康寿命の延伸を図るため、国民健康保険加入者のうち糖尿病が重症化するリスクが高い未受診者や、受診を中断されている方を医療に結び付けるために医療機関と連携して保健指導を行っています。実績としましては、未受診者の勧奨は実施数41人、その内受診された方は11人です。治療中断の方への勧奨は11人、その内2人が受診されています。ハイリスク者対策の対象者数は10人、その内、保健指導を実施できたのは3人となります。

続きまして、特定健診及び特定保健指導についてとなります。26年から30年ということで法定報告をした分についての特定健診の受診率につきましては、徐々に向上していますが、現在は、横這いの状況です。しかし、特定保健指導の対象者への指導の終了率が向上していることが見受けられます。

7ページは、スマホドックの取組みについてになります。2年目の事業となりました。若年層の健康意識を高め、将来の健康寿命や医療費の適正化を図るために若年層の特定健診・メタボ予防検診の未受診者を対象として、スマホドックを実施いたしました。この事業が特定健診、メタボ健診への受診の動機付けとなるよう取り組みを行いました。検査の申し込みから検査結果の確認までをスマートフォンやパソコンで行える簡単にできる血液検査です。対象は、令和元年度末に満35歳から満45歳になれる国民健康保険加入者のうち、メタボ健診・特定健診・人間ドックの未受診者、平成30年度にスマホドック未受診者でした。対象者数は477人でありました。申し込みされたのは15人ということで、申込率は3.1%となっています。

続きまして、人間ドック利用助成となります。被保険者の病気の早期発見・予防により健康増進を図っていただくために受診費用の助成を行っています。令和元年度は、京都桂病院を契約医療機関に加えて実施いたしました。受診者の合計数は、429人となっております。大きくは増えておりませんが、確実に増加傾向にあります。

それでは保険税の状況についてご説明いたします。

資料は、9ページをご覧ください。本算定時点における保険税の状況でございます。平成27年度から令和元年度までを掲載しておりまして、被保険者数が年々減少していることなどから、総額としましては年々減っております。1人あたりの保険税額は、30年度までは概ね同じ程度で推移しております。令和元年度につきましては、保険税の税率を改正したこともありまして、被保険者数は減っておりますが、総保険税額は30年度と比較して増加いたしました。また、1人あたりの保険税額も平成30年度と比べると大きく増加しております。

次に10ページ、こちらは国民健康保険税の収納率の状況でございます。

現年度分につきましては平成27年度から概ね95%の収納率を維持しております。滞納繰越分につきましては、平成27年度の25.58%から上昇しております。昨年よりやや下がりましたが、28.65%という収納率でした。

次に11ページ、こちらは収納率向上のための取り組みを掲載しております。

平成26年4月から滞納整理事務を京都地方税機構へ移管いたしました。平成28年10月からは後期高齢者医療、介護保険などの保険料と合わせまして、コンビニ収納を開始いたしました。平成31年1月からは、クレジットカードによる収納の開始いたしました。これは、パソコンやスマートフォンからYahooの公金払いを利用することにより、クレジットカードでの納付が出来るものでございます。平成31年2月からはページ口座振替の受付を開始いたしました。これは、専用端末によりまして、今まで金融機関で口座振替の申込みをいただいていたものが、市役所窓口で口座振替の申込みが出来るようになりました。端末については、本庁・各支所に置いてあります。令和2年1月からは、口座振替を原則化といたしました。年金からの特別徴収や口座振替が困難な場合を除きましては、原則、口座振替での納付をしていただくようお願いをしております。

ます。国民健康保険につきましては、転入や退職によって社会保険から国民健康保険に加入されるという手続きが必ずありまして、その場合、必ず市役所にお越しいただくこととなりますので、その加入の手続きと合わせてこのページを活用しまして口座振替のお願いをしております。令和2年4月からは、スマートフォンアプリ決済を開始いたしました。市税や保険料と併せまして、スマートフォンを利用して、納付書に記載しておりますバーコードを読み取ることによって、PayPay、またはLINE Payなどを利用して納付することが可能になりました。

国民健康保険税のご説明は以上になります。

続きまして、国民健康保険事業特別会計の令和元年度の収支についてご報告いたします。

まず、歳入合計につきましては、3,602,811,774円となり、単年度収入は3,550,966,542円となっております。基金繰入金は、16,410,000円となります。前年度繰越金につきましては、35,435,232円となります。

続きまして、歳出合計は3,587,959,074円となります。内訳につきましては、単年度支出が、3,524,990,074円となっております。基金の積立金は、62,969,000円でした。

それらにつきまして、単年度の収支の差引額は、25,976,468円、歳入歳出差引額は、14,852,700円となりました。

以上が、令和元年度の概況報告となります。

議長： 事務局の方から令和元年度の南丹市国民健康保険事業の概況についての説明がございました。質疑につきまして、お受けいたします。

委員： 3ページの加入者の状況で、元年度が7,133人で、人口の比率でいきますと、約23%、人口が31,000人弱とした場合、23%程度ということで、市民の4人に1人が国保加入者ということになるかと思いますが、その構成をどの様に把握しておられますか。恐らく全国平均でいきますと年金受給者の方が一番多くその次が非常勤就労の方が多いと思うんですけども、その辺りの状況をお教えいただければと思います。それがなぜ大事かといいますと、本市の国保に加入されている方々の対応というか、姿を把握しておくことは、国保財政自身がいかに厳しいかが見えてくるかだと思います。ご説明をお願いいたします。

すぐに答えが出そうにありませんので、全国の状況を代わりに紹介いたします。

全国平均でいきますと、年金加入者が全体の4割と言われております。非常勤就労者の方が3割、残りが恐らく自営の方が中心になると思います。本市も多分同じ状況かと思っておりますので、もし掴んでおられないのであればそういう状況把握をしておいていただきたいと思っております。この構成から考えるとまず言えるのは、年金受給者が4割ですので、比較的高齢の方が多いというのは、65歳以上が半分以上というのが見えてきておりますし、非常勤就労者・自営の方々の構成が低いということは保険税収入が決して高くないということが出てきますのでこれが全国の姿ですけども恐らく本市も同様な状況にあると思われまので、そういった把握をしっかりとしていただくようお願いしておきます。

事務局： 就労形態等については出ているんですが、それを整理できていないということで、おっしゃっていただいたとおり市内の就労状況というのは当然把握した上での運用にしていかなければならないと思いますので、ご指摘の通りまたデータを把握していきたいと思っております。

(2) 令和2年の南丹市国民健康保険事業の概況について

事務局： 被保険者数の4月から7月までを表立てにしております。それを世帯数・被保険者数という形で比較をさせていただいております。この表を見ただけですと4月から7月になると新規加入者よりも減少する数が、上回っております。また被保険者の構成を見ますと、令和元年度については70歳以上の方が24.3%でしたが、令和2年度になると26.4%と2%増加していることが見受けられました。

昨年度と違いますが、一番右端をご覧くださいますと、退職被保険者数が昨年度は

同時期に8名でしたが、昨年度の1月に全ての方が65歳を迎えられたということで、現在は国民健康保険の退職被保険者の方はいないということになっております。

続きまして、医療給付の状況をご覧ください。令和元年度と令和2年度を同じ表にして比較しております。療養給付費は、月平均をそれぞれ比較しますと令和2年度は減っています。ただ、高額療養費につきましては、増加していることが見受けられますが、1人あたりの月平均につきましては、令和2年度は21,545円となりまして、昨年度と比較すると200円ほど差が出ております。

保険税に関しましての説明をさせていただきます。資料は、16ページをご覧ください。こちらは保険税の状況ということで、今年の本算定時点での状況でございます。令和2年度につきましては、令和元年度と同率の税率に据え置きをさせていただいております。被保険者数が昨年度と比較しまして減少しておりますので、課税総額としては減少しております。ただし、1人あたりの保険税は、令和元年の85,541円から本年令和2年度の88,185円と1人あたりは増加しました。

次に口座振替の推進でございます。口座振替の比率が高い市町村は、収納率も高い傾向にあるため、南丹市としましても口座振替を推進しております。口座振替の収納実績時点での割合を掲載しておりますが、27年度以降減少しておりますが、昨年度につきましてはやや増加したという状況でした。今後、口座振替をどのようにして推進するかということですが、元年度の状況でも触れましたが、転入・社会保険離脱による新規加入時にペイジーの口座振替を活用して、原則口座振替での納付をお願いしており、また、既に国民健康保険に加入しておられる方につきましては、今年度の納税通知書の発送の際に、そこで納付書払いとなっている方につきましては、口座振替の依頼書とお願いを同封させていただきました。今後もこのような取り組みを進めていきまして、口座振替の割合を増やしていきたいと考えております。

続きまして、今般の新型コロナウイルスの関連支援事業についてご説明をさせていただきます。国民健康保険税に関しての支援事業を2点ご説明させていただきます。

まず、保険税の徴収猶予でございます。新型コロナウイルスの感染症の影響により、事業収入や給与収入に相当の減少があった方につきましては、1年間徴収の猶予を受けることができます。この際、担保の提供は不要で、その猶予期間の延滞金は免除ということになります。対象者につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間において、事業等に関する収入が、前年の同期と比べて概ね20%以上減少していること、また一時的に納付することが困難であることが、対象者の要件となっております。

続きまして、国民健康保険税の減免に関する内容になります。主たる生計維持者の方が、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた場合につきましては、申請により国民健康保険税の減免を受けることができます。ここの主たる生計維持者というところですが、国の示しております財政支援基準においては、世帯主ということに限っておりますが、南丹市におきましては、同じ世帯の中で世帯主以外の方の国民健康保険に加入されている方が、その世帯の生計を主に維持していると認められる場合については、その方についても、主たる生計維持者として、対象者としております。減免の内容につきましては、まず新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方につきましてはその保険税額を全額免除ということになります。また新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方につきましては、その主たる生計維持者や被保険者全員の前年の所得に応じて、保険税の一部が免除となります。その収入減少の場合の要件につきましては、下にありますように、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入または給与収入が、次の要件の①から③の全てに該当する場合でございます。①が事業収入等のいずれかが前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。②が前年の所得の合計が1,000万円以下であること。③が収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。と、なっております。保険税に関しましての支援事業は、以上です。

続きまして傷病手当についてご説明させていただきます。こちらは、新型コロナウイルス感染症に感染された方・または症状があり感染が疑われた方に対して、療養のために仕事に就くことができなかった期間に対して、傷病手当を支給する内容になっており

ます。対象者は、4つの条件を満たす必要があります。国民健康保険の被保険者である方、勤務先から給与の支払いを受けている方、新型コロナウイルス感染症に感染した・または発熱等の症状があり感染が疑われたため療養し労務に服することができなかった期間がある方、就労できなかった期間について、給与がもらえなかった・または一部しかもらえなかった方、これらの条件を満たした方に対して、手当を支給するものです。支給額としましては、申請の際に直近の継続した3か月の収入の合計額から就労された日数で1日の平均額を出していただき、その3分の2を支給対象となる日数でかけたものになります。休養された日から3日経過した残りを休養日数として計算します。ただし、先ほども申し上げたように給与収入が保障されている方や、一部支給を受けることが出来た方などは、この傷病手当を受けることは出来ません。現在、この傷病手当を申請された方はございません。傷病手当については、以上となります。

引き続きまして、財政調整基金の状況を説明させていただきます。合併後の平成17年度から現在までを示しております。29年・30年・令和元年・令和2年の当初の状況を記載しております。現在、199,818,763円となっております。今年度の予算としては、2,544,000円を積み立てる予定としておりまして、平成17年度末には6億2,000万円余りあった基金が、現在は約2億円となっております。

基金残高の推移を棒グラフで表しております。見ていただくと分かりますようにV字になっており、現在基金残高が増加してきている状況にあります。基金の状況については、以上となります。

続きまして、今後、皆様にお世話になる予定であります。10月中下旬に国から納付金等の仮算定に必要な仮係数の提示があります。12月中旬、京都府の方から市町村に納付金等の仮算定結果が通知されます。12月下旬、国より納付金等の本算定に必要な確定係数の提示があります。1月中下旬、京都府の方から納付金等の本算定がなされます。1月下旬、南丹市の方で本算定いたしまして納付金等を確認します。2月上旬、京都府が市町村に納付金額と標準保険料率を提示し、公表することになります。皆様におかれましては、今後の運営協議会で率等を提示させていただきまして、市から国保運営協議会へ諮問させていただきます。それをもちまして、協議会から市へ答申をして頂く流れとなっております。3月下旬には、南丹市で税率改正があった場合は、市議会で審議していただけるように提案することになっております。以上が、令和2年度の概況となります。よろしく願いいたします。

議長： 令和2年度の南丹市国民健康保険事業の概況につきまして、ご質疑を受けたいと思いません。

委員： 2点、お尋ねいたします。

ご説明頂いた中で感染症対策の支援事業をいくつか挙げていただいたんですが、本市の独自施策の部分ですと保険税の減免につきまして、対象者が国の方では世帯主としていところ、南丹市では主たる生計維持者という取り扱いを変えていて、これは独自施策だと思えますが、ご説明頂いた施策の中で南丹市の独自の施策は他にあるのかというのが1点。

傷病手当については、現時点で申請は無いということですが、それ以外の保険税の徴収猶予や減免について現時点で相談はあるのかというのが1点。

これら2点についてお尋ねしたいと思います。

事務局： 南丹市の独自施策としては、主たる生計維持者の対象拡大以外はございません。

今現在で申請を受け付けております件数ですが、減免につきましては現在33件、徴収猶予につきましては、5件の申請がございました。ちなみに減免の33件につきましては、今ご説明いたしました世帯主以外の拡充を行いました。拡充して対象となった方からの申請はございません。

委員： コロナの関係で、国保の中で大切な予防事業というものが、大きな影響を受けたのではと思っております。毎年4月・5月に健診があったと思うのですが、多分出れなかったということで、地域内では健診がなくて残念という声も聞いておりますし、そういう受けられなかった方に対しての対応や今後の予定を教えてください。

事務局： 4月と5月に従来であれば、特定健診とがん検診を同時実施ということで各保健センター・公民館を回って集団健診を行っているんですけども、残念ながら、新型コロナウイルスの関係で、集団健診については中止させていただきました。今後ですが、何とか

集団という形で健診ができないかということで、健診の委託先の業者とも相談したり、もちろん実施するとなると感染予防に十分注意しながらということになりますので調整をしてきたんですが、今のところ、特定健診につきましては、医療機関の方で個別健診という形で実施案内しております。従来であれば、個別健診は、5月から9月まで実施期間となっているところを、船内医師会の先生方にもお願いをしまして、11月までの実施期間ということで、今年度は延長することにしております。

個別健診のある乳がん検診や子宮頸がん検診については、医療機関で受けていただけますが、集団検診のみの胃がん・肺がん・大腸がんの各検診につきましては、何とか実施できるよう調整が出来つつあります。10月以降、年内に各町で一番広い会場を使って集団によるがん検診を行う予定としております。そのお知らせについては、9月の市民のお知らせに掲載する予定としております。

そのがん検診と同時に特定検診、あるいは特定検診だけ集団実施できないか業者とも相談しましたが、業者自身も既に、会社健診などを回っていてスケジュールが一杯なので、このがん検診の日程を取るのが精一杯ということでお答えいただいておりますし、がん検診と特定健診を同時にするという事は予防の観点から言うと密集・密接が避けられないということで、本当に残念ですが、今年度につきましては、集団による特定健診は無しということにさせていただきたいと思っております。

委員： 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる時の保険税の一部免除とありますが、どれくらいの免除の額を考えられて算定されておりますか。

財政調整基金の状況で過去に比べて財政調整28年度・29年度から30年度と財政調整基金が戻ってきているんですが、今後の計画としてはどういう考えがありますか。

事務局： コロナウイルス感染症の保険税の減免についてですが、収入減少が見込まれる世帯の方につきましては、その事業所得が世帯のうちでどれだけの割合を占めていたかということによって決まります。例えば単身の方で、事業所得しか無い方でコロナウイルスの影響によって所得が減ったということであれば、昨年度事業所得しか上がってこない方なので全額免除となる場合もあります。ご家族さんで色々な所得があったり世帯内の事業所得が例えば3割だったならば、保険税が約3割減免となるという算定方式です。基金保有額ですが、29年度に9,000万円程度に落ち込んで今は回復途中ですが、以前は適正な基金の保有額目安があったんですが、それが過去3年間における保険給付費の平均年額の5%以上に相当する額を積み立てることというのが、一つの目安として通知がされていたんですが、今現在につきましては、保険者の規模等に応じて安定的、かつ十分な基金を積み立てることになってきております。そのため、正確な目安の金額というものは無いんですが、その以前の通知の目安から算定しました19,000万円程度が適正な基金の保有額ということで、一つの目安としています。平成30年度に国保都道府県単位化になりまして、保険給付費も全額交付金で賄えるということもあって、医療給付については今後心配する必要はありませんので、基金の保有額についても、今後は再考する必要があると思っておりますが、今回のようなコロナウイルスの関係で所得が落ち込んだりした場合、来年の保険税の確保が心配なところがありますので、そういった時のために一定の基金は必要かと考えております。

委員： 令和2年度の被保険者数が減っているということで、昨年度も減ってはいます。その特徴が違うようなことを言われましたが詳細を尋ねてもいいでしょうか。

事務局： まず、令和元年度の内容になりますが、65歳から74歳の方が前期高齢者となりますが、こちらが半数を占めていると説明いたしました。こちらは違う表でして、前期高齢者のうち70歳以上も明記したものになります。

全体数としましては、65歳以上の方が割合としては約半数を占めていますが、その中でも今年と昨年度を比較した場合、状況として70歳以上の方が増加しているの見受けられます。その他、未就学児については増減が少ないと見られますが、70歳以上の方の割合が、今後も増加すると予想されます。

基本的に年齢構成そのものが大きく変わるものではないですが、特徴的なものとして出させていただいているのが、70歳以上がこれから増えていくであろうということです。今申し上げたように、この表を見て頂くと他の所が数が減っている、あるいは変化が少ないなかで、70歳以上の増えかたが大きい。そのため前期高齢者、特に70歳以上の

割合が増えているという分析をさせていただきました。

委員： 脱退する方が多いというのは75歳以上になったら脱退するということでしょうか。

事務局： 脱退する人が多いということではなく、国保から社会保険などに移る方が多いんですが、新規加入者が少ないということです。なので脱退する方が急に多くなるわけではないです。

委員： 口座振替の推進ということで凄く良いことだと思いますが、31年以降クレジットカード払いやPay Payなどの支払いも同時にされているということで、ちょっと皮肉な言い方をしますとクレジットカード払いができるということは、口座振替しない方が有利だとかそういう発想になるのではと思いますが、どう整理をして考えておられますか。クレジットカード払いは便利が良いと思いますが、当然コストも決済ラインの委託などで掛かってくると思いますが、それによって収納率が上がるのか効果検証はされているのでしょうか。

事務局： クレジットカードについてですが、正直に言いますと、国保に関して言いますと他の市税などと比較しますと、割合としてそれほど高くはありません。ただ、クレジットカード納付やPay Payなどでの納付につきましては、国保としては口座振替を推進していきますが出来ない方もあったり、あるいは24時間納付できるという収納機会の拡大という面もありまして、そのような制度を導入しております。

委員： 今後も効果とコストの比較を考えていただければと思います。

議長： それではご意見も出尽くしましたので、これにて議事を終了させていただきたいと思っております。大変ご協力いただきましてありがとうございました。これにて第1回南丹市国民健康保険運営協議会の議事を全て終了させていただきたいと思っております。

事務局： ありがとうございました。4その他に移らせていただきます。

①国保直営診療所について 福祉保健部地域医療室からご報告をお願いいたします。

4. その他

① 国保直営診療所について

地域医療室： 国保直営診療所についてご説明をさせていただきます。

本日皆様にご報告させていただきます内容につきましては、南丹市直営診療所の開設、それに伴います条例の制定・一部改正があるというご報告でございます。

南丹市では、美山地域の医療の安定的かつ継続して運営していけるように、新たに国民健康保険直営の診療所開設を目指しております。先に配布しております資料2をご覧くださいと思います。直営診療所の開設につきましては、自治体立の病院・診療所と国民健康保険診療施設（国保直診）がありますが、いずれも地域の医療水準の向上、民間医療機関の開設に期待できない地域の医療を確保するために、設置、医療サービスの提供が主な診療所の役割となっています。それに加えまして、国保直診につきましては、国民健康保険の理念であります「予防と治療の一体的提供」を行う目的で設置されるものであります。

この国保直診のメリットですが、一つが地域包括医療ケア、これは保健・医療・福祉・介護サービスを一体的・総合的に提供する仕組みですが、これにより市民の健康、福祉の向上、またまちづくりに繋げていけます。

それと合わせまして、地方交付税の交付、その他国保直診が行います地域包括医療・ケアの保健事業、そして施設整備等に対して国や国民健康保険から様々な助成を受けることが出来るという2点がメリットとして挙げられております。

直営診療所を開設する場合につきましては、条例等の整備が必要となりますが、特に国保直診の場合につきましては、国民健康保険の保険者としての市町村が国民健康保険法第82条の保健事業を実施する目的で設置するというところでございまして、国民健康保険条例等におきまして、その旨を規定することになっております。

1 単一の市町村が国保直診を新たに設置する場合につきましては3点ございまして、国民健康保険条例を改正して診療所事業を実施する旨の規定を追加すること、2点目が新設する診療所に係る国民健康保険施設設置条例・規定等を制定すること、3点目が診療所を開設する場合については、国民健康保険特別会計、現在事業会計があります

が、それに新たに直診勘定を設けて経理をするという整備が必要となります。

令和3年4月の国保直診の開設に向けまして、先に説明をしました3つの整備内容のうち、南丹市の国民健康保険診療所条例の制定と南丹市の国民健康保険条例の一部改正を行っていかねばならないということとして、この条例の一部改正につきましては、現在直営診療所の運営形態等の確定をしておきませんので、当初9月議会上程という思いもございましたが、9月議会の当初上程は行わずに、追加上程もしくは12月の議会上程していくということで現在事務を進めております。

以上、簡単ではございますが、南丹市直営診療所の開設に係る条例の制定並びに一部改正についての説明とさせていただきます。

事務局： ご質問等ありましたらお受けしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

委員： 新しく出来る直営診療所の診療内容や運営形態、こういった内容を含んだ形で国保直診として運営を考えているのかは、今説明がありましたように、国保直診が取り組む地域包括医療・ケアという事が継続されていくなれば非常にありがたいです。保健と医療と福祉が一体になって望むところだと思いますので、そういう運営方針や形や理念などがあれば教えていただきたいです。

地域医療室： 今、新たな直営の診療所につきましては、先ほどもご説明しましたように、地域包括医療・ケアの拠点として進めていくという事でございます。今、医療、合わせて福祉、そして保健予防という部分も進めていきたいというふうに思っております。

美山地域全体を団体や企業なりのそれぞれが持つ機能を活かしながら、美山全体で考える地域包括ということでの提供をできる拠点として考えておりますので、今その方向に向けて検討しております。

事務局： それでは、ご質問も無いようですので、次の②その他に移ります。

②その他

事務局： 今年度の協議会の日程の確認をさせていただきたいと思っております。

次回の協議会は京都府から示される納付金等の仮算定の結果を元に来年度の国保の保険税率について検討していただくため、12月中旬から下旬の間に開催を予定しております。また、1月下旬に京都府から提示されます確定納付金と標準保険税率を元に、1月末から2月上旬の間に第3回の運営協議会を開催させていただき、保険税率の決定、市への答申を頂く流れで考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

他に全体を通しまして、何かございませんでしょうか。

それでは特に無いようですので、閉会にあたりまして木村副会長の方からご挨拶を賜りたいと思っております。

5. 閉会

副会長： 大変お疲れ様でした。

国保は極めて大切な制度でございます。市民の4人に1人が加入されているような制度です。入っている方々の姿や年齢層を考えますとなかなか保険税収入が入ってこない一方で、医療費が沢山かかる。そういう構造的な問題を持っていますので、市町村だけが頑張ってもどうしようもない一面もあります。その点では、協議会としても国に対してこういうことを手当すべきだということが、ご意見として挙がってくるのであれば、それも1つのやり方かと思っております。今後ともよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。